

## 第8節 災害医療体制

### 1 現 状

- 広大な面積を有する本道では、これまで台風や集中豪雨等の猛威を始め、北海道南西沖地震や十勝沖地震などによる津波、長い避難を余儀なくされた有珠山等の火山噴火や竜巻の襲来、平成30年北海道胆振東部地震などの自然災害により、大きな被害を受けています。

将来的にも、日本海溝や千島海溝沿いでの巨大地震と津波の発生により、太平洋沿岸の地域において甚大な被害が生じるなど、大きな災害が発生することが懸念されています。

- また、災害には、これらのほかに、原子力発電所の事故等により発生する原子力災害\*1、テロ、航空機・列車事故といった人為災害に至るまで様々な種類があり、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や時期等によって被災・被害の程度は大きく異なります。
- そのような様々な災害発生に備え、「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」において道・市町村・医療機関等が取り組む医療救護活動を定めています。

---

\*1 原子力災害時の医療活動については、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に定められている。

## 【「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」の主な内容】

### ○ 医療救護活動の実施

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 北海道の役割      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 救護所の設置</li><li>・ 北海道救急医療・広域災害システムによる情報収集</li><li>・ 救護班、災害派遣医療チーム(DMAT*1)の派遣要請</li><li>・ 災害派遣精神医療チーム(DPAT*2)の派遣要請</li></ul> |
| 2 市町村の役割      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 救護班の編成</li><li>・ 保健師等による保健指導及び栄養指導</li></ul>   |
| 3 災害拠点病院の*3役割 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 救護班、DMATの派遣</li><li>・ 医療救護活動</li><li>・ 被災患者収容</li><li>・ 医薬品、医療材料等の貸出</li></ul>   |
| 4 協力機関等の役割    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 救護班の派遣</li><li>・ 医療救護活動</li></ul>  |

独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、  
独立行政法人労働者安全機構、日本赤十字社北海道支部、  
その他公的医療機関の開設者、北海道医師会、北海道歯科医師会、  
北海道薬剤師会、北海道看護協会、北海道柔道整復師会、  
北海道エアポート株式会社

### ○ 輸送体制の確保

- ◆ 救護班及びDMATの移動手段や重症患者等の搬送について必要に応じ、ヘリコプター輸送(北海道防災航空室・自衛隊等)を確保

### ○ 医薬品等の確保

- ◆ 北海道・市町村 … 救護所や避難所等への災害時備蓄医薬品等の供給
- ◆ 災害拠点病院 … 水、食料、医薬品、医療資機材等の備蓄

### ○ 広域的な医療救護活動の調整

- ◆ 北海道 … 必要に応じ、国や他都道府県へ医療救護活動の応援要請及び受入調整

\*1 DMAT: Disaster Medical Assistance Teamの略、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

\*2 DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Teamの略、都道府県と政令指定都市が、被災地に継続して派遣する災害派遣精神医療チーム。災害精神医療の現状等については、第6節精神疾患の医療連携体制に記載。

\*3 災害拠点病院: 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設のこと。第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」と、更にそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」(各都道府県に1か所)に分けられる。

- 道は、災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、平成8年度以降、災害拠点病院の整備を進めており、これまでに基幹災害拠点病院を1か所、地域災害拠点病院を33か所指定（令和5年4月現在）し、全ての第二次医療圏で災害医療を担う拠点病院を確保しています。
- 平成19年度からは、災害急性期（おおむね発災後48時間）に活動できる機動性を有する専門的訓練を受けた北海道DMATの養成を図り、全ての災害拠点病院を含む37か所の病院でチームを保有しているほか、DMAT研修、JMAT\*1研修、NBC\*2災害・テロ対策医療チーム研修等を活用した人材育成に努めています。

【道内のDMATチーム数の推移】

第三次医療圏	チーム数 *3				
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
道 南	5	5	5	5	6
道 央	36	39	43	43	47
道 北	16	16	17	17	18
オホーツク	7	7	8	8	8
十 勝	2	2	2	2	2
釧路・根室	7	8	9	9	9
計	73	77	84	84	90

- 災害時に医療機関の状況を把握する手段である広域災害・救急医療情報システム（EMIS\*4）について、全ての病院で整備し、これを活用した訓練による迅速な情報共有意識の醸成に取り組んでいます。
- 災害時の広域医療搬送等に対応するため、千歳基地ほか9空港等の管理者と航空搬送拠点臨時医療施設（SCU\*5）の設置及び運営に関する協定を締結しています。
- 東日本大震災、熊本地震、胆振東部地震及び知床沖観光船捜索救助事案の際には、道内のDMATも派遣され、被災地等で医療救護活動を行っています。
- 災害時に避難された住民の健康管理・相談や衛生管理等を行う看護師を派遣するため、北海道看護協会と協定を締結しており、東日本大震災及び胆振東部地震の際には多くの看護師（災害支援ナース）が被災地で医療救護活動を行っています。

\*1 JMAT: Japan Medical Association Teamの略。主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム。

\*2 NBC: 核物質 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical) の略

\*3 日本DMATの有資格者と、北海道が認定するDMATの有資格者を合わせた総チーム数。

\*4 EMIS: Emergency Medical Information Systemの略

\*5 SCU: Staging Care Unitの略

## 2 課 題

### （災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化）

- 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があるとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制を構築しておく必要があります。
- 本道においては特に、冬季に地震や津波が発生した場合、屋外や寒い屋内での避難により低体温症のリスクが生じる等、積雪寒冷地特有の課題があります。
- また、高齢化の進行とともに、災害時における高齢者等の要配慮者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。

### （災害拠点病院の強化）

災害拠点病院では、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うため、施設の耐震化や浸水等への対策、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、D M A T等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。

### （災害派遣医療チーム（D M A T）の整備）

大規模又は広域的な災害時における医療活動にはD M A Tが必要となることから、D M A Tの養成及び技能の維持等について継続的に取り組む必要があります。

### （災害支援ナースの整備）

令和4年医療法改正により、災害支援ナースが「災害・感染症医療業務従事者」として法的に位置づけられたことから、災害時に迅速に対応できる体制の整備に取り組む必要があります。

## 3 必要な医療機能

災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療体制を確保するとともに、急性期を脱した後も、避難所等での健康保持体制を確保するためには、日本赤十字社や医師会（J M A T等）などの協力機関との連携を図ることが必要です。

### （災害拠点病院の体制確保）

災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受入、広域搬送への対応機能及び応急資機材の貸出機能等を発揮できるよう、訓練の実施等、平時からの備えを行っておくことが必要です。

特に基幹災害拠点病院は、平時に災害医療に精通した医療従事者を育成するとともに、災害時に統括D M A Tを北海道D M A T調整本部に派遣するなど災害医療を提供する上で中心的な役割を担うことが必要です。

### （災害派遣医療チーム（D M A T）の体制確保）

D M A Tにおいては、災害の急性期において、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を災害現場に派遣し、迅速に応急処置などを行うことができる機能が必要です。

#### 4 数値目標等

指標区分	指標名(単位)	現状値	目標値(R11)	目標値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	災害拠点病院整備第二次医療圏数(医療圏)	21	21	現状維持	北海道保健福祉部調査(令和5年7月現在)
	北海道DMAT指定医療機関整備第二次医療圏数(医療圏)	21	21	現状維持	北海道保健福祉部調査(令和5年7月現在)
	災害拠点病院における耐震化整備率(%)	97	100	現状より増加	北海道保健福祉部調査(令和5年7月現在)
	災害拠点病院における浸水等対策率(%)	73	100	現状より増加	北海道保健福祉部調査(令和5年7月現在)
	災害医療コーディネーター任命数	60	60	現状維持	北海道保健福祉部調査(令和5年7月現在)
	災害時小児周産期リエゾン任命数	19	19	現状維持	北海道保健福祉部調査(令和5年7月現在)
実施件数等	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合(%)	40	100	現状より増加	北海道保健福祉部調査(令和5年7月現在)
	病院におけるEMIS施設情報(必要電力量/日)の入力率(%)	32	100	現状より増加	北海道保健福祉部調査(令和5年7月現在)

#### 5 数値目標等を達成するために必要な施策

地域の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。

##### (災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化)

- 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料などを供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。  
また、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行います。
- 北海道DMAT指定医療機関は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージ\*1や救命処置」等を行います。
- 災害時に備え「北海道災害医療コーディネーター」、「北海道災害時小児周産期リエゾン」及び「北海道災害薬事コーディネーター」を育成し、その機能を十分に発揮できる体制整備を図ります。
- 災害時に被災地に必要とされる医療を迅速かつ的確に提供するため、被災状況に応じ「北海道保健医療福祉調整本部」を設置し医療ニーズ等の把握、分析や様々な医療チームの派遣調整などを行います。  
災害医療コーディネーター(全道)、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター(全道)は当該本部等において必要な助言等を行い、災害医療コーディネーター(地域)及び災害薬事コーディネーター(地域)は保健所等において必要な助言等を行います。

\*1 トリアージ：傷病者に対する応急処置や傷病者の状態に応じた治療等の優先度、緊急度の選別。

- 災害拠点病院等連絡協議会を開催し、基幹災害拠点病院を中心とする災害拠点病院間の連携強化及び情報共有を図ります。
- 道や市町村は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、管理栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図ります。
- ドクターヘリを含む航空医療体制の充実強化を図ります。
- 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営訓練を実施し、円滑な搬送体制の確保に取り組みます。
- 北海道DMAT実動訓練を通して冬季の災害への対応を検討します。

#### （災害拠点病院の強化）

- 災害拠点病院の耐震化や浸水等対策を促進します。
- 災害拠点病院は地域の医療機関等と連携し定期的に訓練を行うとともに、各種研修等への受講を促進し、体制の強化に努めます。
- 災害医療を提供する上で中心的な役割を担う基幹災害拠点病院の充実強化が図られるよう取り組みます。

#### （災害派遣医療チーム（DMAT）の整備）

災害時にDMATが有効に機能するため、隊員養成研修等の人材育成や定期的な訓練の実施など体制の整備に努めます。

#### （広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用）

病院等は平時からEMISに施設情報等必要な情報を入力するとともに、訓練等を通じて緊急時の入力に関する理解促進に取り組み、災害時には被災情報の発信に努めます。

道は関係機関・団体と連携して研修会等を開催し、病院等の取組を支援します。

#### （災害支援ナースの整備）

災害時における看護ニーズに対応し、災害支援ナースの活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携を図りながら医療機関との協定締結を進め、災害支援ナースの養成・確保に努めます。

### 6 医療連携圏域の設定

災害医療に係る医療連携圏域は、「災害時における医療体制の充実強化について（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）」において、原則、第二次医療圏ごとに地域災害拠点病院を整備する必要があるとされていることから、本計画に定める第二次医療圏を基本とします。

### 7 医療機関等の具体的名称

災害拠点病院及び北海道DMAT指定医療機関

【基幹災害拠点病院（1施設）・DMAT指定医療機関（1施設）】

令和5年4月現在

圏域	医療機関名	災害拠点病院 指定年月日	DMAT 指定医療機関 指定年月日
全道域	札幌医科大学附属病院	平成9年1月7日	平成19年9月12日

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	災害拠点病院 指定年月日	DMAT 指定医療機関 指定年月日
道南	南渡島	市立函館病院	平成9年1月7日	平成19年9月12日
		函館五稜郭病院	—	令和4年5月20日
	南檜山	北海道立江差病院	平成9年3月28日	平成26年3月26日
	北渡島檜山	八雲総合病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
道央	札幌	市立札幌病院	平成9年1月7日	平成23年8月8日
		北海道大学病院	平成14年4月1日	平成19年9月12日
		独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	平成22年4月1日	平成23年8月8日
		手稲溪仁会病院	平成23年11月1日	平成21年6月15日
		札幌東徳洲会病院	—	令和4年3月25日
	後志	小樽市立病院	平成9年1月7日	平成26年3月26日
		JA北海道厚生連倶知安厚生病院	平成23年11月1日	平成26年3月26日
	南空知	岩見沢市立総合病院	平成9年1月7日	平成26年3月26日
	中空知	砂川市立病院	平成9年1月7日	平成21年7月16日
	北空知	深川市立病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
	西胆振	日鋼記念病院	平成9年1月7日	平成19年9月12日
		市立室蘭総合病院	平成20年2月21日	平成22年5月20日
		社会医療法人製鉄記念室蘭病院	平成28年4月1日	平成25年3月18日
		総合病院伊達赤十字病院	平成23年11月1日	平成26年3月26日
	東胆振	王子総合病院	平成9年12月25日	平成19年9月12日
		苫小牧市立病院	平成23年11月1日	平成25年3月18日
	日高	総合病院浦河赤十字病院	平成9年12月25日	平成25年3月18日
	道北	上川中部	旭川赤十字病院	平成9年1月7日
旭川医科大学病院			平成23年11月1日	平成19年9月12日
上川北部		名寄市立総合病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
富良野		社会福祉法人北海道 社会事業協会富良野病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
留萌		留萌市立病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
宗谷		市立稚内病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
オホーツク	北網	北見赤十字病院	平成9年1月7日	平成23年6月30日
		JA北海道厚生連網走厚生病院	平成23年11月1日	平成26年3月26日
	遠紋	広域紋別病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
		JA北海道厚生連遠軽厚生病院	平成23年11月1日	平成26年3月26日
十勝	十勝	JA北海道厚生連帯広厚生病院	平成9年1月7日	平成25年3月18日
釧路・根室	釧路	市立釧路総合病院	平成9年1月7日	平成22年5月20日
		釧路赤十字病院	—	令和4年7月1日
	根室	市立根室病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日
		町立中標津病院	平成23年11月1日	平成26年3月26日

\* 災害医療に係る医療機関名簿は、第10章別表により随時更新

## 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

- 災害発生時には、地域の歯科医師会を中心として、病院歯科、歯科衛生士会、歯科技工士会等が連携し、歯科救護所の開設・運営、並びに避難所や仮設住宅における歯科診療、口腔衛生管理、口腔機能管理等を実施し、義歯紛失などによる摂食嚥下障害、咀嚼障害を有する被災者への歯科医療提供や高齢者の口腔機能の低下による誤嚥性肺炎の予防に努めます。
- 口腔内所見による災害犠牲者身元確認作業及び身元確認の有力な手掛かりとなるカルテ等診療情報の提供などに努めます。

## 9 薬局の役割

- 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、薬剤師会の協力を得て、派遣体制の確保に努めます。
- また、災害時においては、救護所等において、医薬品や衛生材料などの需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりに努めます。

## 10 訪問看護事業所の役割

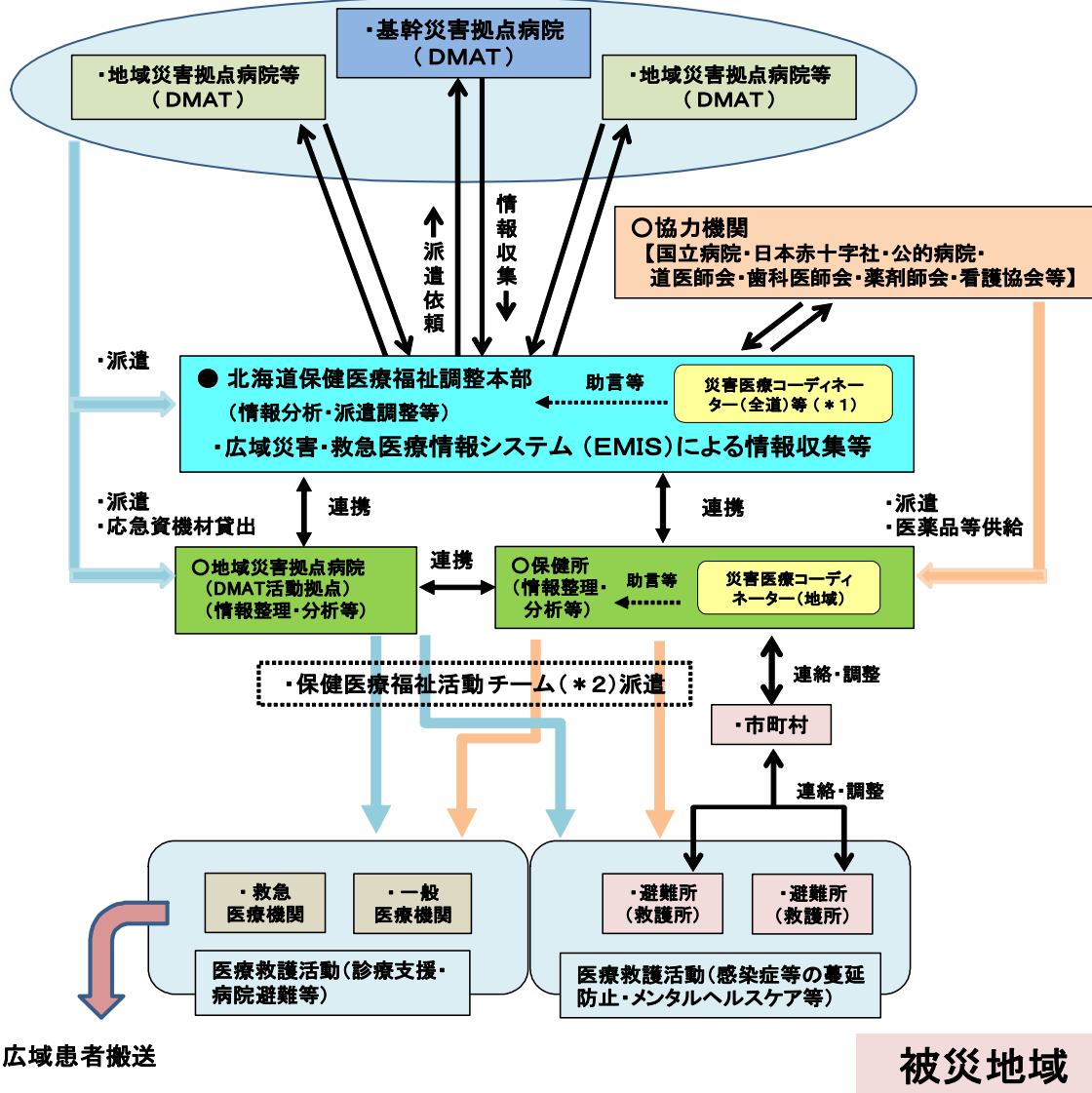
- 訪問看護事業所利用者は、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者が多いことから、市町村をはじめ関係機関と連携し、各利用者ごとの災害時支援計画を作成するとともに、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。
- 災害時における訪問看護事業所間の支援体制のネットワーク化を図り、災害時要配慮者への訪問看護の提供体制の確保に努めます。



# 災害医療連携体制

(令和5年4月現在)

<p>○災害時の医療機能(急性期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹災害拠点病院【札幌医科大学附属病院】</li> <li>・地域災害拠点病院【各第二次医療圏に33施設】</li> <li>・DMAT指定医療機関【全道に37施設】</li> </ul>	<p>※災害拠点病院の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等の受入・搬出等、広域搬送対応</li> <li>・応急資機材の貸出機能</li> <li>・DMATの派遣機能 など</li> </ul>
<p>○広域患者搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防防災ヘリ等【道防災航空室、札幌市消防局、自衛隊、海上保安庁、道警】</li> <li>・ドクターヘリ【道央、道北、道東、道南】</li> </ul>	



\* 1 災害医療コーディネーター（全道）、災害時小児周産期リエゾン。

\* 2 DMAT、JMAT、日赤救護班等。